

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)長野県水泳連盟]

[記載日：令和6年2月11日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	A
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）及び関係法令を遵守し、当連盟定款並びに関係規程を整備しています。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
該当しません。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
法人法、当連盟定款及び規程等を整備、遵守しています。 関係法令や地方公共団体が定める条例・規則等のほか、上部団体（公益財団法人日本水泳連盟）の指導等を遵守し、事業運営を行っています。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
法人法、当連盟定款及び規程を遵守し、役員等の体制整備を行っています。 上部団体（公益財団法人日本水泳連盟）のガバナンスコードを参考にして、役員等の多様性及び理事組織の実効性の確保、役員等の新陳代謝を図る取組みを進めています。 (若い世代の役員への登用、委員会の再編、女性役員の登用、 etc.)	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当連盟定款を HP に掲載し、目指すべき目的・事業等を公表しています。</p> <p>役員名簿・組織図・規程類・財務諸表、及びガバナンスの確保とコンプライアンス強化の取組みを公表するほか、事業計画・報告などについて、総会資料として印刷製本したものを当連盟事務局に備え付け、いつでも閲覧できる体制を整えています。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事会・定時総会において、当連盟としてのガバナンスコードの確保とコンプライアンス強化について当該年度における取組み状況を報告し、併せてコンプライアンス意識の徹底を図るべく、あらゆる機会を捉えて研修・勉強会を行っています。</p> <p>(主な実施実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時総会での内部講師によるコンプライアンス研修 (参加者 48 名) ・コンプライアンスに関わる外部研修会への参加 (4 研修・延べ 83 名の参加) 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>理事会・定時総会において、コンプライアンス強化について当該年度における取組み状況を報告し、併せてコンプライアンス意識の徹底を図るべく研修・勉強会を行っており、指導者・競技者に対する教育や研修についても、各委員会や部門ごとの会議や強化合宿などの機会を捉えて実施をしています。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当連盟定款及び規程類を遵守し、財務・経理処理については、総務及び会計の二重チェック体制を構築しています。</p> <p>内部監査時における指摘事項等については、速やかに当該役員及び委員会に対し、適切な会計処理を行うよう指導を行い、これら指摘事項等については定時総会時の監査報告の際の付帯意見として、また、常務理事会等において情報共有を図り、公正かつ適切な会計処理を行っています。</p>	

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当連盟定款及び規程類のほか、補助金交付団体の規則・要項等を遵守し、監査も受けています。また、理事会等において、公正かつ適切な会計処理を行うべく、説明及び指導の機会を設けているほか、強化部門の各委員会の会計担当者を対象とした中間監査及び勉強会などを行っています。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>当連盟定款により監事2名を選任し、定款による職務及び権限に基づき、事業報告・決算・決算書類等の監査を受け、総会において決議を行っています。</p> <p>監事を選任についても、適正・的確な選任を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間スイミングクラブ代表取締役 1名 ・設備会社代表取締役 1名 	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法人法及び関係法令を遵守し、当連盟定款並びに関係規程類については HP に掲載し情報開示を行うほか、事業計画・事業報告・財務諸表などについては、総会資料として印刷製本したものを当連盟事務局に備え付け、適切に情報開示を行う体制が整備されています。</p> <p>より積極的に情報開示を行っていくために、情報公開にかかる諸規程の整備を行い、より透明性を確保するために必要な情報開示方法を進めてまいります。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>法人法及び関係法令を遵守し、当連盟定款並びに関係規程類については HP に掲載し情報開示を行うほか、事業計画・事業報告・財務諸表などについては、総会資料として印刷製本したものを事務局に備え付け、適切に情報開示を行う体制を整備しています。</p> <p>役員名簿、加盟団体規程、委員会規程など、また貸借対照表・正味財産増減計算書、ガバナンスコード、コンプライアンスにかかる取組み状況も HP に掲載し、積極的に情報開示を行っています。</p>	

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか
(ある場合は下欄に記述)

原則 6 について

—

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

* 記載不要